決議案第３号

坂元みちたか議員に対し、政務活動費の不適正な取り扱いについて、
会派の代表者かつ経理責任者の責任を果たさなかったことを猛省の上、
返還し、会派内の管理体制を見直すこと等を求める決議

議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならない。

また、本市議会には市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費の一部として政務活動費が交付されているが、年度末時点の残額を返還するという条例の趣旨から、交付年度内の履行完了が原則である。

しかし、本市議会が行った調査により、坂元みちたか議員は年度内履行が不可能なことを分かっていながら、業務委託費を前払いした上、金額の妥当性の確認に必要な見積書や履行の担保となる契約書などの挙証書類を作成していなかったことが確認された。

また、会派の代表者かつ経理責任者という立場にありながら、政務活動費の支出について、領収書の確認のみで支出を決定しており、支出の必要性や妥当性を確認することを怠っていたことが判明した。この確認を怠っていたことが、今回の坂元みちたか議員及び荒井勇雄議員の不適正な支出が生じた大きな要因の一つであり、坂元みちたか議員の責任は大きいと言わざるを得ない。

これまで本市議会においては、政務活動費の取り扱いについて、適正かつ厳格な運用に努めてきたが、今回の一連の事態によって、市民の信頼を大きく損ない、本市議会の品位と名誉を傷つけたことは、坂元みちたか議員が自身の政務活動費の不適正な支出について既に全額を市に返還していることを考慮しても、許されるものではない。

また、これまでの政務活動費の支出に係る会派内の管理体制を鑑みると、今後の適正な支出についても懸念を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、坂元みちたか議員に対し、次の事項を強く求める。

記

１　政務活動費の不適正な取り扱いを行ったことや、会派の代表者かつ経理責任者という立場にありながら、支出の必要性や妥当性の確認を怠っていたことについて猛省し、荒井勇雄議員の不適正な政務活動費の支出を会派として速やかに返還すること。

２　不適正な政務活動費の支出が二度と行われることがないよう、抜本的に会派内の管理体制を見直すこと。

３　今年度分の政務活動費の収支報告書の提出と合わせて、「政務活動費の手引き」で会派または議員が保管しなければならないとしている書類を提出すること。

以上につき、決議する。

２０２５（令和７）年３月２８日

札幌市議会

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員、
大地さっぽろ脇元繋之議員及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員